

令和2年度 外国人技能実習機構事業計画

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

外国人技能実習機構（以下「機構」という。）は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第92条第1項の規定に基づき、令和2年度の事業計画を以下のとおり定める。

第1 効果的・効率的に業務を運営するためにとるべき措置

1 効果的・効率的に業務を運営するための体制の確立

機構の組織体制について、新たな技能実習制度において、業務を効果的・効率的に実施する観点から、以下のとおり整備することとする。

(1) 本部の総務部門は、本部における各部と緊密な連携を図りながら、これまでの業務の実績等を踏まえ、各部並びに全国13か所の地方事務所及び同支所（以下「地方事務所等」という。）の業務処理の進捗状況の確認等を通じて業務運営体制上の課題の把握に努めるほか、業務の質及び量について検討を行い、本部及び地方事務所等において、的確な人員配置等による体制の強化を図る。

(2) 機構に求められる業務運営体制の更なる充実を図るため、日々の研鑽はもとより、研修計画を策定した上で、現下の課題にも沿った集合研修（座学）及びOJTを実施し、担当職員の専門性を確保するとともに、業務能力の向上を図る。

なお、新規採用者に対しては、技能実習制度の趣旨、目的及び各種業務などに係る集合研修を実施し、配置部門にかかわらず、当機構に係る横断的な知識等を付与する。

さらに、機構における適正な業務運営及びコンプライアンスの推進等を目的として、サービス、個人情報保護、公文書管理及びリスク管理等に係る集合研修等による研修を適宜、実施する。

(3) 本部の各部及び地方事務所等は、引き続き、それぞれの情報の共有や柔軟な応援・支援体制をとるなど、業務上の課題に応じて組織の縦割り化を

回避し、機構組織の能力を最大限発揮し、より効果的な業務運営が図られるよう努める。

2 経費節減や基盤整備等による業務の効率化

(1) 一般管理費及び業務経費の見直し

一般管理費及び業務経費については、不要な支出の削減を図るため、職員に対し、研修等の機会を通じ、「コスト意識・ムダ排除」の意識を高めることにより、省資源、省エネルギー等に努め、冗費の削減を行う。

(2) 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札によるものとし、以下の取組みにより、契約の適正化を推進する。

① 一般競争入札以外による契約のうち特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。

② このほか、契約については、機構会計規程第7章に基づき、適切に実施するとともに、監事及び内部監査機関による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底したチェックを受ける。

(3) 情報システムの改善による業務の効率化

情報システムの安定的な運用を確保し、円滑かつ効率的な業務の遂行を支援するとともに、蓄積した情報を機構における施策に活用する。

また、情報システムの改修等による業務支援の拡充によって、業務の省力化などを図り、一層の業務の効率化を確保するため、情報システムの改善を計画的に進め、本部各部、地方事務所等、主務省庁を含めた検討体制を確立し、中長期にわたる段階的な取組みに係る情報システムの改修計画を作成する。

3 事業の費用対効果の向上

総務部門による情報集約・進捗管理を行い、事業の実施費用や実績等の状況を適宜把握した上で、事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を本部の各部門とも共有しつつ、適切な進捗管理・事業実施方法の改善等につなげる。

第2 機構が質の高いサービスを提供するためにとるべき措置

1 共通事項

(1) 業務の計画的遂行及び進捗管理並びに部門横断的対応

技能実習制度の趣旨・目的を踏まえ、技能実習法で規定する技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に係る施策を確実に実施し、円滑な業務運営を図っていく。

このため、主務省庁が定める業務取扱要領に従い、本部の各部が個々の業務を円滑かつ公平・中立的に進めていくとともに、年度を通じて何をいつまでに行うのかを明らかにした業務運営計画を作成し、これらに沿った業務遂行を行う。

具体的には、業務の進捗状況を役員及び幹部職員が定期的に点検し、その結果を踏まえて業務改善を図る。

また、大規模災害の発生や感染症の拡大等により、技能実習の円滑な実施が困難となる事態が発生した場合は、その影響や監理団体等からの要望についての把握に努め、主務省庁に報告するとともに、主務省庁からの指示に従って円滑な業務運営を行う。

さらに、監理団体、実習実施者及び送出機関における技能実習生を巡る違法な契約が指摘されていることを踏まえ、以下のとおり部門を横断した取組みを行い、的確に対応していく。

- ① 技能実習計画の認定審査時や監理団体の許可申請時等において、送出機関、監理団体及び実習実施者が技能実習生との間で不適切な契約を結んでいないかについて確認を行うとともに、不適切な契約を結ばないよう周知を徹底する。また、不適切な契約が確認された場合には、事案の情報を入手した部門から各部門に情報を共有するとともに、指導監督部門において監理団体等への実地検査を実施し、その結果に基づき国際部門において、送出国政府へ通報等を行い、調査や処分を求める。さらに、定期協議等の機会を通じて、不適切な契約を締結していた送出機関が認定取消しとなった事例を他の送出国政府とも共有し、当該国における送出機関に対する周知、指導等を要求する。これらを通して、技能実習が不適切な契約に基づき行われることがないように、取組みを進めていく。
- ② すでに国内において開始されている技能実習において、認定申請に添付されている送出機関との契約書を改めて確認するとともに、指導監督、母国語相談もしくは送出国政府等からの情報提供等により、不適切な契約について情報を入手した場合には、情報を入手した部門から各部門に情報を共有するとともに、指導監督部門において監理団体

等への実地検査を実施し、技能実習生の保護を図る必要がある場合には、相談援助部門において母国語相談又は技能実習継続のための支援を行う。また、必要に応じ、国際部門においても技能実習継続に必要な調整を送出国政府と連携して行うとともに、送出国政府に①と同様の対応を求める。

(2) 内部統制システムの整備

機構の使命を有効かつ効率的に達成するため、理事長のリーダーシップの下、内部統制が有効に機能するよう、「運営基本理念」の浸透による統制環境の確保、リスク管理委員会を中心としたリスクの評価と対応、監査室によるモニタリング等の取組みを実施する。特に、すべての職員についてそれぞれの職位・職務におけるコンプライアンスの徹底を図るため、職員研修・情報提供等の取組みを行うほか、地域の行政機関などによる説明会やセミナー、講演会などの場を積極的かつ有効に活用する。

(3) 効果的な情報提供及び広報の実施

我が国における技能実習制度の円滑な定着を図るため、外部機関等からの講習会への講師派遣依頼に対応するなどにより、積極的に周知・啓発を行うとともに、監理団体や実習実施者が制度をより適切に活用するための自主的な取組みを促す必要があることから、関係情報を収集・整備し、これらの情報を容易に入手できるよう、ホームページ、パンフレットをはじめ、様々なツールを活用して効果的に提供する。

また、機構における業務の内容、相談窓口の紹介、関連行事の情報のほか、主務省庁とのリンク情報、帰国後技能実習生フォローアップ調査や業務統計等、技能実習制度に係る幅広い情報について、ホームページや地方事務所等を通じて積極的に広報を行う。

(4) 情報セキュリティの確保及び個人情報保護の推進

① 適正な情報管理

適正な情報の管理を行うために、職員に対する情報セキュリティ規程・個人情報保護規程の周知徹底を図るとともに、情報セキュリティ対策教育を実施する。

また、情報システムの脆弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上、その他情報システムに係るリスクコントロールを適切に実施するとともに、情報漏えいを防止するための措置の徹底、機構が保有する個人情報の保護に関する点検活動などの実施状況の確

認のほか、システムの維持・管理を委託する事業者における防止対策を確実に実施させ、その状況を適時確認する。

② 情報漏えい等が生じた場合の対応

情報漏えい等が発生した場合は、本部総務部門に直ちに報告し、総務部門の指揮の下、各部・地方事務所等と連携を図り、事実関係の迅速な把握、被害の拡大防止、関係者への謝罪、原因究明と再発防止等の措置を早急に講じる。

(5) 評議員会からの意見聴取等

機構の業務のうち技能実習法第87条第1号及びこれに附帯する業務を除くものについて、その円滑な運営を図るため、労働者代表、事業主代表及び技能実習に関して専門的な知識と経験を有する方によって構成される評議員会を開催し、意見の聴取等を行うとともに、それを業務の改善や充実に反映させる。

2 協力覚書（MOC）に基づく送出国政府との連携

法務省、外務省及び厚生労働省が送出国の担当省庁と締結した協力覚書（MOC）に基づき、送出国政府及び在京大使館と連携し、定期協議の開催、情報共有及び不適切事案の通報等を実施することにより、技能実習制度の適正かつ円滑な運営に努める。特に、不適切な契約を締結していた送出国機関が認定取消しとなった事例については他の送出国政府とも共有し、当該国における送出国機関に対する周知、指導等を要求する。

3 技能実習計画の認定に関する事項

(1) 認定業務の厳正な実施

技能実習計画は、一人ひとりの技能実習生が適正かつ効果的に技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）を行うとともに、技能実習生の保護を図るための要であることを十分認識し、下記の点を踏まえつつ認定業務を厳正に実施する。

また、本部認定部門による地方事務所等に対する指導等を実施することにより、審査能力の向上を図り、審査体制の強化を図る。

① 認定申請の適切な受理

申請の際のトラブルを防止するため、実習実施者に対して、申請書等の記入方法、審査に要する手続や期間、手数料等について、地方事務所等の申請窓口等で十分に事前説明を行うとともに、外部機関開催の

講習会など、様々な機会を活用した周知を行う。また、申請書の受理を行う場合には、必要な書類等が揃っており、記載漏れ等がないか点検確認を行う。

② 適正かつ効率的な審査

技能実習計画の認定に係る審査については、法令に基づく認定基準等の要件に照らして適当であるか否かについて、事実確認を厳正に行う。また、以下の点に留意しつつ、これまで蓄積された審査の事例や実地検査結果（改善勧告・改善指導内容）を踏まえた事案の的確な見極めに努め、審査の適正・効率化につなげていく。

ア 技能実習生になろうとする者に対し、技能実習制度に係る関係法令について必要な説明を行うとともに、母国語で作成した文書をもって、予定されている技能実習の内容、技能実習期間中の労働条件が明示されていること。

特に、賃金の決定、計算等の方法、食費・居住費等の賃金からの一部控除の取扱い、渡航費用の負担の有無等に関する条件の詳細についてあらかじめ明示されていること。

イ 実習実施者は、技能実習生との雇用契約を技能実習生の入国前に締結する必要があり、技能実習生が雇用契約の内容を十分理解できる必要があることから、母国語によって作成した文書による雇用契約の締結その他必要な措置が講じられていること。

特に、報酬については、日本人が従事する場合に支払われる報酬と同等額以上支払われているとともに、第2号技能実習及び第3号技能実習の賃金が前段階の技能実習よりも上回るなど技能等の習熟度に応じた賃金の格付けが行われており、休日、休暇、宿泊施設等の待遇についても、日本人と不当に差別されていないこと。

また、実習実施者又は監理団体が負担すべき費用が監理費等の名目で技能実習生の報酬から控除されていないこと。

ウ 技能実習生の労働時間の管理については適正に行う必要があることから、技能実習の一環としてやむを得ず時間外労働や休日労働を行わせる場合には、労使協定の締結、割増賃金の支払等の労働関係法令で定める手続に則って行われていること。

また、健康診断の実施等、労働安全衛生法に基づく必要な措置が講じられていること。

さらに、本部においては、第1の3の趣旨も踏まえ、地方事務所等の業務の進捗状況や課題を把握した上で、必要な措置を講ずるなどにより適正・効率的な審査の実施に努める。

③ 適正かつ効果的な技能実習計画が策定されるための調査・指導等

技能実習計画については、技能実習生ごと、かつ、技能実習の区分ごとに作成し、その目標、内容等が適切なものであるかどうか認定を行うこととした趣旨から、技能実習計画に盛り込まれる講習の内容、従事させる業務の内容、技能実習生の待遇、指導体制等について、技能実習の目標を確実に達成することができるものとなるよう、調査・指導する。

また、指導監督部門と認定部門が密に連携し、過去に不正行為の認定を受けた監理団体又は実習実施者が新たに技能実習を開始する場合、綿密な調査・指導を行う。

さらに、重大な不正が疑われる事案に係る情報について、本部・地方事務所等におけるそれぞれの指導監督部門と認定部門が連携し、必要な情報を共有すること等により、より一層適正な審査や、指導につなげる。

(2) 担当職員の専門性の確保・業務能力の向上

第1の1(2)により、審査担当職員に対する各種研修を実施するほか、マニュアル等を整備するなどにより、効率的かつ公平・中立的に審査業務を実施できるよう、専門性を確保し、業務能力の向上を図る。

4 実習実施者からの技能実習開始等に係る届出の受理に関する事項

実習実施者が技能実習を開始した場合及び技能実習を行うことが困難になった場合に、機構に届出を行うこととされており、以下の点を踏まえ、適切に業務を遂行する。また、地方事務所等の申請窓口等で、監理団体等に対して、届出をしないことにより行政処分や罰則の対象になり得ることも説明しつつ、各種届出を適切に提出するよう指導するとともに、外部機関開催の講習会など、様々な機会を活用した周知を行う。

(1) 主務省令で定められた事項が記載されているか確認すること。

(2) 技能実習生が実習期間の途中で技能実習を中止して帰国せざるを得な

くなった場合には、技能実習を行わせることが困難になった事由、その発生時期及び原因を精査し、技能実習生の意に反して帰国させられるものではないことを確認すること。

また、技能実習実施困難時届出により技能実習生の行方不明や死亡事案を把握した場合、実地検査を実施して、行方不明等の発生状況や原因等について確認するとともに、実習実施状況について必要な指導監督を行うこと。

5 監理団体の許可に係る調査に関する事項

監理団体の許可申請の業務に当たっては、監理団体になろうとする者に対して、監理団体の許可申請の際の申請書等の記入方法、審査に要する手続や期間、手数料等について、留意すべき事項等をホームページ等を通じて丁寧に情報提供するほか、十分な事前説明に努める。

なお、申請に当たっては必要な書類等が揃っており、記載漏れ等がないか点検確認を行うほか、審査においては進捗管理を的確に行う等、迅速かつ適正な事務処理を行う。

また、監理団体の許可に係る調査業務を行う際には、以下の点に留意して、公平かつ厳正に実施することとし、申請書類の審査のみでは調査が困難な案件については、実地による調査、申請者・関係者との面談により、事実関係等を的確に把握して審査する。さらに効率的かつ公平かつ厳正な調査業務を実施できるよう、研修等を通じて担当者の業務能力の向上を図る。

- (1) 監理団体は、営利を目的としない法人とされており、主務省令で定められた適正な種類及び額の監理費以外の報酬等を実習実施者や送出機関等から受けることは認められないこと。また、監理団体は、送出機関、実習実施者及び技能実習生との間で不適切な契約を結んではならないこと。
- (2) 技能実習法第3条第2項は、「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。」と規定しており、実習実施者を監理する立場の監理団体自らが、労働力不足解消につながるなどと広告して実習実施者を募集する等の行為があってはならないこと。
- (3) 監理団体は、技能実習計画の作成の指導、その後の技能実習の実施の監理等を担うことから、取り扱う技能実習の職種及び作業について、日頃から研鑽を深め、技能実習生が修得等をする技能等について高い知見を有しているほか、計画どおりの実習が行われていることを確認・指導する能力

を有している必要があること。

- (4) 第3号技能実習や受入れ人数枠の拡大が適用される一般監理事業の許可を得るためには、技能実習生に技能等を修得等させる能力が高く、かつ、十分な相談支援体制を有しているなど、所要の要件を満たす必要があること。
- (5) 監理団体は、定期的な監査に際して、実習実施者の担当者からの聴取だけでなく、通訳を同行させるなどの必要な措置を講じた上で、技能実習生から技能実習の進捗状況や技能実習計画どおりに技能実習が行われているか確認する必要があること。

さらに、技能実習法が施行から3年となり、監理団体の許可の有効期間が満了する監理団体があることから、監理団体の許可の有効期間の更新申請について、該当する監理団体に対して必要な手続をホームページで示すなど適切に周知する。

6 監理団体及び実習実施者に対する指導監督

監理団体及び実習実施者に対して、技能実習法に定められた監査報告書、事業報告書、実施状況報告書等を確実に提出させるとともに、実地検査体制の強化を通じて、全ての監理団体に対する実地検査を年1回、実習実施者に対する実地検査は3年に1回の頻度で実施できるよう、年間検査方針に基づいて実地検査において指導監督を行い、法令違反等の事実の改善を図ることで、技能実習における技能等の適正な修得等、技能実習生が技能実習に専念できる環境等を整備する。

(1) 年間検査方針の策定等

本部においては、技能実習制度を取り巻く状況について情報収集に努め、全国的な課題を把握・整理した上で、実地検査の年間検査方針を策定し、事案を踏まえつつ進捗管理を的確に行う。地方事務所等においては、本部から示された実地検査方針等に基づいて、計画的かつ効率的な実地検査を実施するため、年間検査計画及び月間検査計画を作成するとともに、その進捗管理を的確に行う。

さらに、本部においては、地方事務所等に対し実地検査業務に係る定期監察を実施して業務の進捗状況や課題を把握し、必要な措置を講ずるなどにより効率的な実地検査の実施に努める。

(2) 指導監督の実効性の確保

実地検査に当たっては、主務省庁が定める業務取扱要領に則り、帳簿書類の点検を行うとともに、監理団体・実習実施者の役職員だけでなく、確実に技能実習生からの事情聴取等を行い、認定計画どおりの技能実習が行われているかなど、技能実習の実施状況や技能実習生の待遇の状況等を的確に把握し指導監督する。その際、通訳人の活用や携帯型翻訳機器の配備等により技能実習生からの事情聴取等を的確かつ円滑に実施するほか、本部指導監督部門に通訳を配置することや(3)により担当職員の業務能力向上等を図ることを通じて指導監督の実効性を高める。

さらに、相互通報制度を的確に運用するなど地方出入国在留管理局や労働基準監督機関等の関係行政機関との間で一層緊密な連携を図り、出入国に関する法令や労働基準関係法令に違反する疑いのある事案に対する指導監督の実効性を確保する。

また、失踪技能実習生対策として地方出入国在留管理局が監理団体に対して立入検査を行う際は、地方出入国在留管理局と適切に連携し、実効的な実地検査を実施する。

(3) 担当職員の専門性の確保・業務能力の向上

第1の1(2)により、指導監督担当職員に対する各種研修を実施するほか、マニュアル等を整備するなどにより、指導監督業務を的確に実施できるよう、専門性を確保し、業務能力の向上を図る。

7 技能実習生の保護

現在、我が国には、20以上の国や地域から約37万人が来日し、技能実習を行っている。機構は、技能実習制度の下で、主務大臣と相まって技能実習生の保護を担う主体として位置付けられていることを踏まえ、主務省庁と連携し、以下の措置に取り組んでいく。

なお、取組みに当たっては、技能実習生が増加する中で、技能実習生への相談・支援が十分に確保されるよう、母国語相談の拡充や地方事務所等の援助部門に通訳を配置すること等により、本部及び地方事務所等の相談援助部門の体制の充実を図るとともに、本部と地方事務所等との間及び相談援助部門と指導監督部門との間の更なる連携の強化に努める。

(1) 技能実習生からの通報・申告、母国語での相談対応等

実習実施者又は監理団体に法令違反等があった場合、技能実習生が当該

事実を母国語で通報・申告又は相談することができるよう、母国語相談を実施するほか、地方事務所等において、監理団体や実習実施者の変更が必要になる場合、天災により実習や生活に影響が生じ得る場合等、不安を抱える技能実習生に対して積極的に相談等の対応を行うこととする。

母国語相談においては、メール、ウェブ回線での受付を含む電話、手紙により各種制度をはじめ我が国における生活に関する相談などに幅広く対応し、特に、法令違反が疑われる相談に対しては、申告制度の案内や受付を行う。

さらに、ホームページ、技能実習生手帳、リーフレット等で母国語相談等を周知するほか、地方公共団体等を訪問し、相談対応を始めとする機構業務の説明及び周知等を行うなど、地方公共団体とも連携した情報提供を実施する。

なお、法令違反等の疑いがある事案については、指導監督部門と情報共有を行い、的確な実地検査につなげることとする。

(2) 技能実習継続のための支援

① 実習先変更支援

技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望する者が技能実習を行うことができるよう、母国語相談等において技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、地方事務所等において実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う。

その際、技能実習制度の趣旨・目的を踏まえ、技能実習生が実習実施者から人権侵害行為等を受けた場合はもとより、実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情があると認められる場合には、地方事務所等において技能実習生からの相談に丁寧に応じるとともに、本部にて整備する「実習先変更支援サイト」において技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を掲載するほか、必要に応じて本部と連携し、他の実習実施者又は監理団体の下で技能実習を行えるよう調整する等の実習先変更支援を行う。

また、地方事務所等における技能実習実施困難時届出書の受理時などにおいて、技能実習生の実習継続の意思を確認するとともに、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先変更支援の実施について積極的に監理団体への指導を行い、実習先変更の進捗を管理するとともに、必要がある場合には機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの個別支援を実施する。

さらに、監理団体や実習実施者が行政処分等を受けた場合や天災等が発生した場合、地方事務所等は以下のとおり積極的に実習実施者等へ指導等を行う。

ア 監理団体が許可の取消処分を受けた場合、監理団体に対し他の監理団体や傘下実習実施者と連絡調整を行い、実習実施者に対し新たな監理団体と契約するよう指導するとともに、必要に応じて助言等を行う。

イ 実習実施者が技能実習計画の認定の取消しを受けた場合、監理団体に対し速やかに実習先変更を行うよう指導するとともに、地方事務所等による実習先変更支援の利用を推奨する。

ウ 天災等が発生した場合、必要に応じて技能実習生を多く抱える監理団体等に直接出向く等、可能な限り積極的に監理団体等とコミュニケーションを図り、情報収集を行うとともに、必要に応じて、実習先変更支援等を行う。

② 宿泊支援

技能実習生からの相談や技能実習実施困難時届出書の受理を端緒として、技能実習生が監理団体や実習実施者が用意した宿泊施設を活用できない特別な事情があると認める場合には、新たな宿泊施設が見つかるまでの間、必要に応じて本部と連携し、地方事務所等において宿泊施設を確保・提供し、技能実習生の保護及び各種の支援を行っていく。また、協定を締結している旅館ホテルの団体と平時から連携を密にし、急な案件にも対応できるよう、支援に対する理解を得るように努める。

(3) 第3号技能実習への移行希望者への支援

第2号技能実習から第3号技能実習に移行する段階では、技能実習生が第3号技能実習に係る実習実施者を自ら選択することができることから、「実習先変更支援サイト」において第3号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を掲載し、第3号技能実習への移行希望者が閲覧できるようにする。

(4) 技能実習生手帳の作成・配布及びアプリの開発

技能実習生に対し、技能実習関連法令や通報・申告、母国語相談及び各種窓口、その他日常生活を送る上で知っておくべき知識等を母国語で理解できるようにした技能実習生手帳を作成し、技能実習生が技能実習を

行うに当たり入国時に着実に配布することとする。

あわせて、技能実習生に対して技能実習生手帳の情報及び新たに周知すべき情報等を随時提供することを可能とするため、技能実習生向けアプリを開発する。

また、技能実習生手帳が、技能実習生にとってより充実したものとなるよう、毎年度、その内容について検討を行い、定期的な改訂等を行う。

(5) 担当職員の専門性の確保・業務能力の向上

第1の1(2)により、相談援助担当職員に対する各種研修を実施するほか、マニュアル等を整備するなどにより、技能実習生からの相談等への対応、技能実習継続のための支援等を適切・的確に実施できるよう、専門性を確保し、業務能力の向上を図る。

8 第2号技能実習への移行対象となる職種・作業の拡大

第2号技能実習への移行対象となる職種・作業の追加を希望する業種団体等に対し、業所管省庁の同意、送出国におけるニーズの存在及び技能検定又は技能実習評価試験（以下「技能検定等」という。）の構築等の必要要件を説明するとともに、職種・作業の追加に向けた具体的な作業について、主務省庁、関係機関と連携して指導・助言する。

9 技能検定等の受検のための手続の支援

技能実習生の技能検定等の受検について、監理団体等から「受検手続支援サイト」により申請のあった受検者情報について、在留期限や受検希望期間等の申請情報に不整合がないか等の確認を行い、不備等なければ試験実施機関に取り次ぐことにより、技能実習生が適切な時期に確実に技能検定等を受検できるようにする。また、技能検定等の試験実施機関との連携に努めるほか、監理団体等に対し、リーフレットを配布する等、機会を捉えて監理団体等へ早期の受検手続や試験実施に当たっての試験実施機関への協力について案内する。

10 技能実習生の日本語学習のための環境整備

技能実習生の更なる日本語能力向上の機会の提供を促進するため、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等の様々な機会に活用が可能となる日本語教育ツールの開発・提供を行う。また、周知に当たっては、ホームページに掲載するほか、相手国政府との定期協議等の機会を活用し送出国に幅広く周知を行う。

11 労働安全衛生に係る指導・啓発ツール等の活用

技能実習生が安全に安心して技能実習ができるよう、実地検査を確実に実施するとともに、全国の主要都市で安全衛生セミナーを開催する。また、技能実習生については、母国との生活習慣や就業環境の相違に起因する安全衛生面での問題のほか、言語の相違等による不十分な意思疎通によるストレスやメンタルヘルス上の問題など、日本人労働者と異なる特殊な事情を有していることから、技能実習生に特有の状況を踏まえた労働安全衛生に係る指導・啓発が適切に実施できるよう、業種・職種別の安全衛生マニュアル等のツールをあらゆる機会において積極的かつ有効に活用する。

12 技能実習に関する調査および分析

帰国した技能実習生等について、帰国後の就職状況、職位の変化、日本で修得等した技術、技能及び知識の活用状況等を調査・分析し、技能実習生の帰国後の実態を明らかにするための帰国後技能実習生フォローアップ調査を的確に実施するとともに、機構が行う各種業務について、業務統計として取りまとめた統計や事例集等を作成するほか、監理団体から提出された事業報告書及び実習実施者から提出された実施状況報告書から得られるデータを取りまとめる。

また、これらの調査結果や統計等については、機構における業務の効果的・効率的な実施の観点から活用するとともに、広く関係者の技能実習制度についての理解を深めるため、ホームページ等において公表する。また、国際的に周知するため、調査結果や統計の概要について英語版を公表するほか、技能実習生への理解を進めるため、5カ国語により翻訳の上、公表する。

13 地域協議会等を通じた関係機関との連携

機構は、業務遂行の各過程において、本部においては、主務省庁及び関係行政機関等と、また、地方事務所等においては、地域協議会への出席等を通じ、各地域の地方出入国在留管理局、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の第一線機関や地方公共団体等と、技能実習制度の適正化に向けた密接な連携の確保及び強化を図る。